

第1章

令和3年版
再犯防止推進白書

再犯防止をめぐる近年の動向

第1節 再犯防止に向けた政府の取組

第2節 再犯の防止等に関する施策の成果指標

第3節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標



金魚

再犯防止をめぐる近年の動向

第1節 再犯防止に向けた政府の取組

2016年（平成28年）12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が成立し、施行されたことを受け、政府は、2017年（平成29年）12月、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）末までの5年間を計画期間とする、国として初めてとなる「再犯防止推進計画」（以下「推進計画」という。）を閣議決定した。

政府は、推進計画に基づき、関係府省庁の連携の下で、再犯防止に向けた取組を進めており、2019年（令和元年）12月には、①満期釈放者対策、②地方公共団体との連携強化の推進、及び③民間協力者の活動の促進の3点をより重点的に取り組むべき課題として整理し、これらに対応する各種取組を加速させるため、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を決定した。

推進法の施行後5年目となる2021年（令和3年）においては、2019年（令和元年）出所受刑者の2年以内再入率が15.7%となり、出所受刑者の2年以内再入率を16%以下にするという政府目標を達成するなど（【指標番号3】参照）、推進計画や加速化プラン等を始めとした各種取組の成果が着実に表れている。

その一方で、2020年（令和2年）には、新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に拡大し、再犯防止に向けた各種取組に対しても大きな影響を及ぼしている。具体的には、閉鎖空間である矯正施設における感染拡大の危険性に対応した処遇の実施、対面・集合形式で実施していた職員に対する研修や広報・啓発活動等における実施方法の工夫など、既存の活動の実施方法等の見直し等の対応が求められている。

このような困難な状況の中であっても、政府は、再犯防止の取組を推進するため、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、各種取組を行っているところである。なお、本白書においても、関連する各施策で新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について言及するほか、コラム1において、矯正施設における新型コロナウイルス感染症への対応について、コラム8において、再犯防止を支える民間協力者の活動に関する新型コロナウイルス感染症の影響について紹介する。

また、新型コロナウイルス感染症に起因する課題に対処するだけでなく、医療資材の不足といった課題を抱える地方公共団体に対して、矯正施設において作成した医療資源を提供するなどの支援を行っており（【コラム12】参照）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した新たな取組も行われている。

第2節

再犯の防止等に関する施策の成果指標

① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

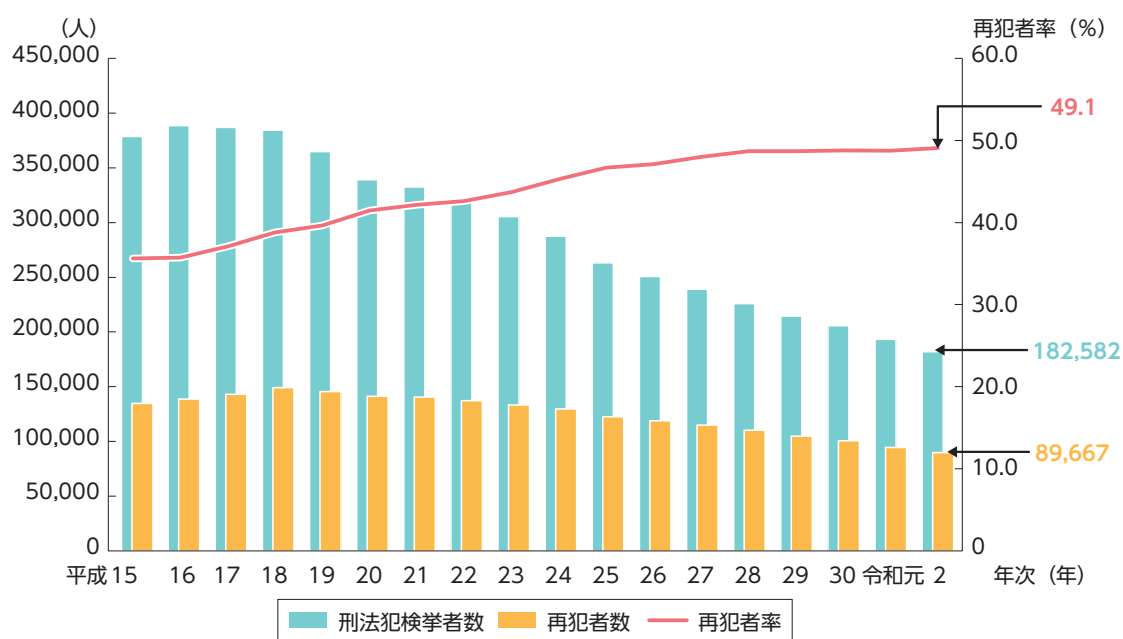
(平成15年～令和2年)

年次	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。



刑法犯検挙者中の再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2020年（令和2年）は8万9,667人であった。

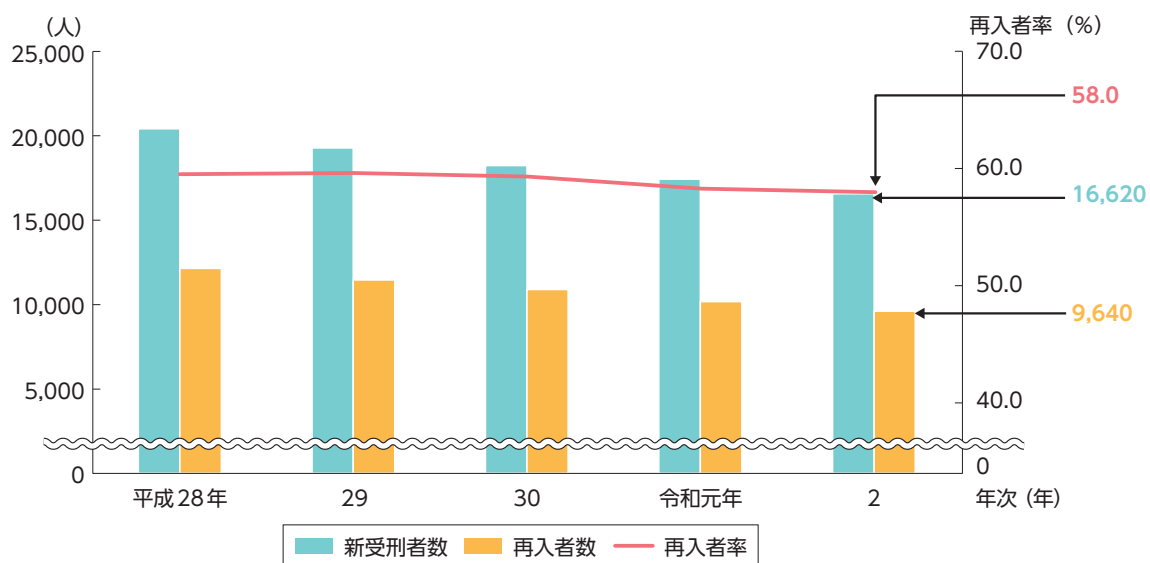
一方、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあり、2020年は、49.1%と、調査の開始（1972年（昭和47年））以降過去最高であった。

② 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】

(平成28年～令和2年)

年次	新受刑者数	再入者数	
		再入者数	再入者率
平成28年	20,467	12,179	59.5
29	19,336	11,476	59.4
30	18,272	10,902	59.7
令和元年	17,464	10,187	58.3
2	16,620	9,640	58.0

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。
 3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
 4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。



新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2020年（令和2年）は9,640人であった。

再入者率は、近年58～59%台で推移していたところ、2020年は58.0%と前年よりも0.3ポイント減少した。

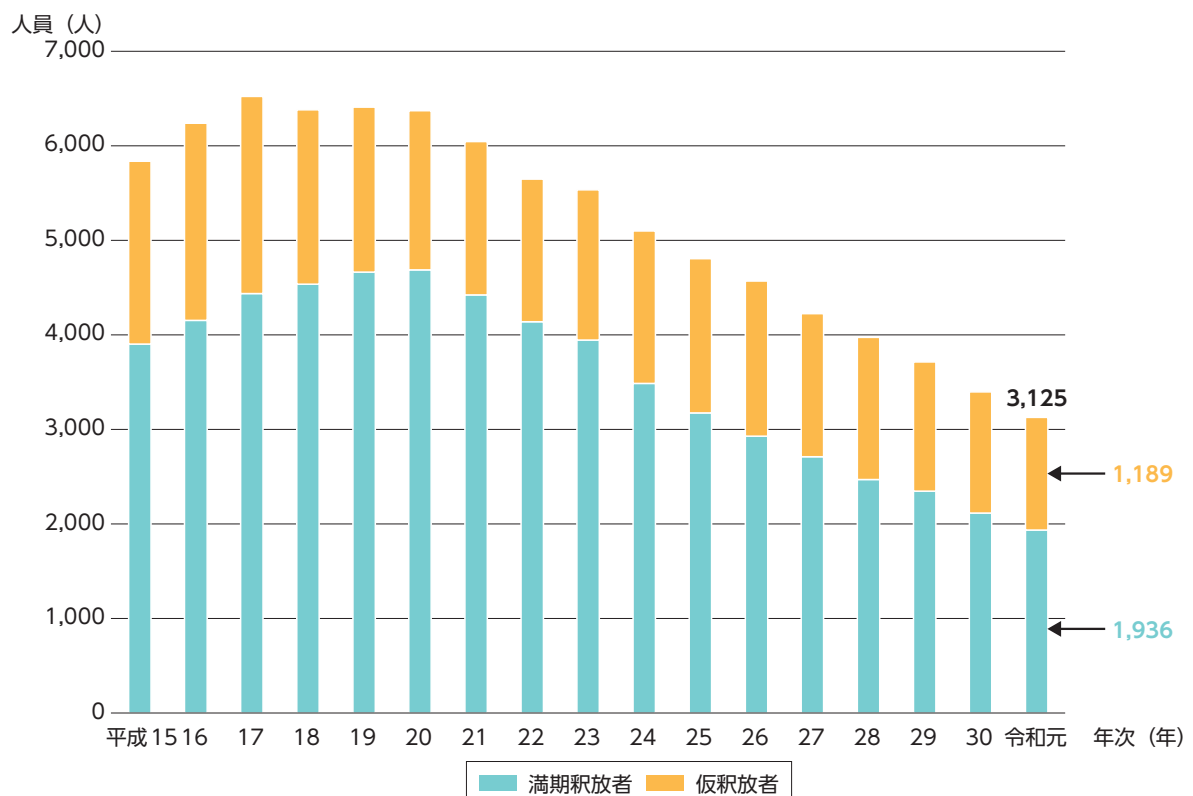
③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

(平成15年～令和元年)

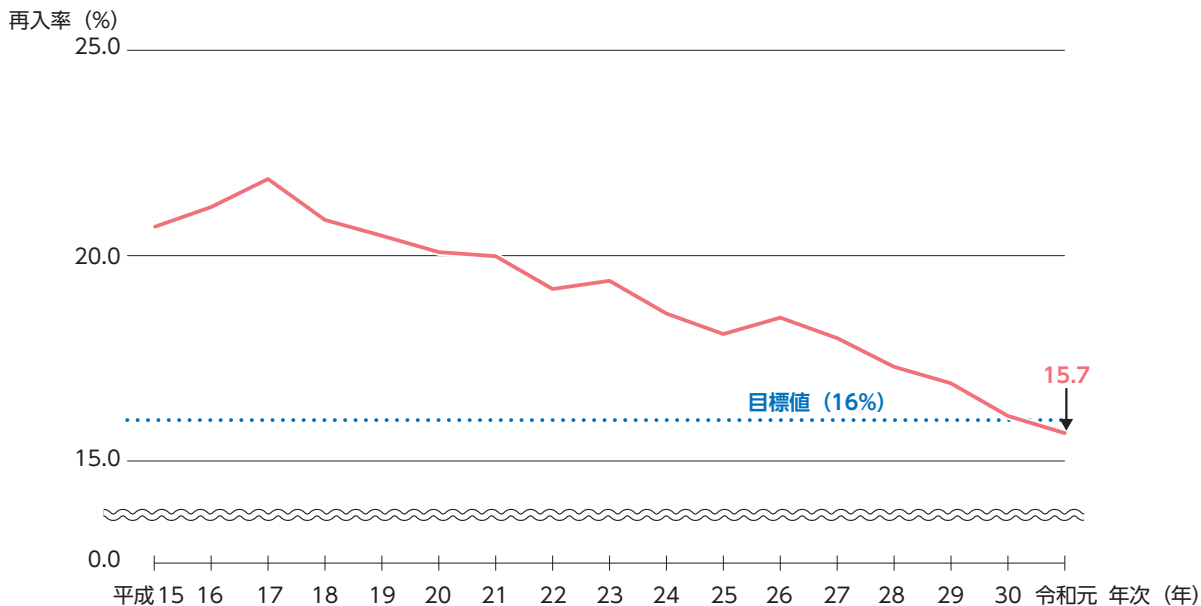
年次 (出所年)	出所受刑者数	2年以内再入者数		2年以内再入者数	うち満期釈放者		うち仮釈放者
		うち満期釈放者	うち仮釈放者		うち満期釈放者	うち仮釈放者	
平成15年	28,170	12,386	15,784	5,835 (20.7)	3,903 (31.5)	1,932 (12.2)	
16	29,526	12,836	16,690	6,236 (21.1)	4,155 (32.4)	2,081 (12.5)	
17	30,025	13,605	16,420	6,519 (21.7)	4,434 (32.6)	2,085 (12.7)	
18	30,584	14,503	16,081	6,380 (20.9)	4,536 (31.3)	1,844 (11.5)	
19	31,297	15,465	15,832	6,409 (20.5)	4,661 (30.1)	1,748 (11.0)	
20	31,632	15,792	15,840	6,372 (20.1)	4,687 (29.7)	1,685 (10.6)	
21	30,178	15,324	14,854	6,044 (20.0)	4,424 (28.9)	1,620 (10.9)	
22	29,446	14,975	14,471	5,649 (19.2)	4,140 (27.6)	1,509 (10.4)	
23	28,558	13,938	14,620	5,533 (19.4)	3,944 (28.3)	1,589 (10.9)	
24	27,463	12,763	14,700	5,100 (18.6)	3,487 (27.3)	1,613 (11.0)	
25	26,510	11,887	14,623	4,804 (18.1)	3,173 (26.7)	1,631 (11.2)	
26	24,651	10,726	13,925	4,569 (18.5)	2,928 (27.3)	1,641 (11.8)	
27	23,523	9,953	13,570	4,225 (18.0)	2,709 (27.2)	1,516 (11.2)	
28	22,909	9,649	13,260	3,971 (17.3)	2,470 (25.6)	1,501 (11.3)	
29	21,998	9,238	12,760	3,712 (16.9)	2,348 (25.4)	1,364 (10.7)	
30	21,032	8,733	12,299	3,396 (16.1)	2,114 (24.2)	1,282 (10.4)	
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125 (15.7)	1,936 (23.3)	1,189 (10.2)	

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 () 内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

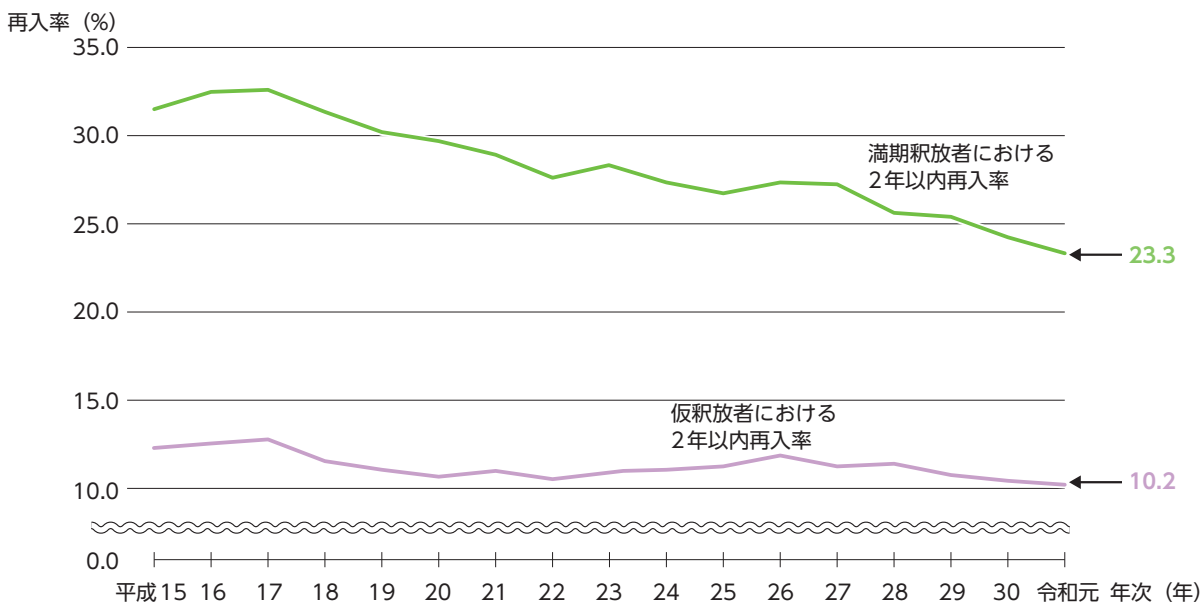
指標番号3-1 出所後の2年以内再入者数の推移



指標番号 3-2-1 出所受刑者の2年以内再入率の推移



指標番号 3-2-2 出所受刑者の2年以内再入率の推移 (出所事由別)



出所受刑者の2年以内再入者数は、2008年（平成20年）以降、毎年減少しており、2019年（令和元年）出所者では3,125人と、近年2年以内再入者数が最も多かった2005年（平成17年）出所者（6,519人）と比べて半減している。

また、出所受刑者の2年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに16%以下にするとの数値目標^{※1}を設定しているところ、2019年出所者では15.7%となって当該目標を達成した。なお、いずれの出所年においても、満期釈放者^{※2}の2年以内再入率は、仮釈放者よりも高く、2019年は23.3%であった。

※1 「再犯防止に向けた総合対策」における数値目標

過去5年（2006年（平成18年）から2010年（平成22年））における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準として、これを2021年（令和3年）までに20%以上減少させるというもの。出所受刑者の2年以内再入率については、2020年（令和2年）出所者について16%以下にすることが数値目標となる。

※2 本章において、別に付記しない場合には、「満期釈放」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいい、「満期釈放者」は、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者をいう。

4 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率【指標番号4】

罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）

（平成27年～令和元年）

年次 (出所年)	覚醒剤取締法違反		性犯罪		傷害・暴行		窃盗	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
平成27年	6,184	1,187 (19.2)	640	40 (6.3)	1,310	212 (16.2)	7,860	1,824 (23.2)
28	6,144	1,149 (18.7)	674	54 (8.0)	1,238	199 (16.1)	7,608	1,695 (22.3)
29	6,134	1,061 (17.3)	643	53 (8.2)	1,065	164 (15.4)	7,265	1,663 (22.9)
30	5,982	957 (16.0)	653	55 (8.4)	1,057	176 (16.7)	6,770	1,477 (21.8)
令和元年	5,367	846 (15.8)	630	40 (6.3)	955	146 (15.3)	6,663	1,450 (21.8)

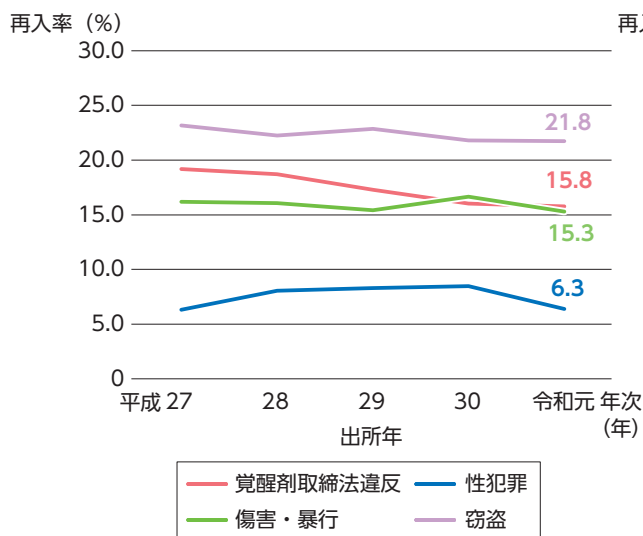
特性別（高齢、女性）

（平成27年～令和元年）

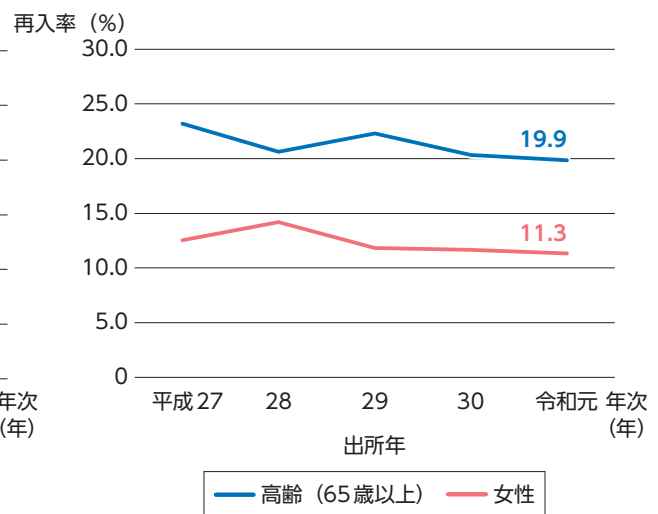
年次 (出所年)	高齢（65歳以上）		女性	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
平成27年	2,881	669 (23.2)	2,261	284 (12.6)
28	2,990	617 (20.6)	2,196	312 (14.2)
29	2,910	650 (22.3)	2,195	260 (11.8)
30	2,781	566 (20.4)	2,046	239 (11.7)
令和元年	2,762	549 (19.9)	1,886	214 (11.3)

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 5 （ ）内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。
 6 「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

指標番号4-1 2年以内再入率（罪名別）の推移



指標番号4-2 2年以内再入率（特性別）の推移



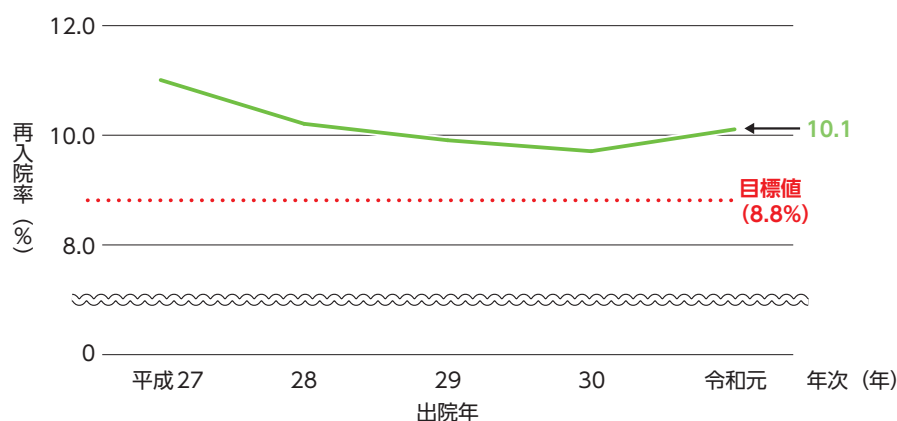
少年院出院者2年以内再入院率 特性別（少年）

（平成27年～令和元年）

年次 （出院年）	出院者数	2年以内再入院者数
平成27年	2,879	316 (11.0)
28	2,750	281 (10.2)
29	2,475	245 (9.9)
30	2,156	210 (9.7)
令和元年	2,065	208 (10.1)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「2年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 （ ）内は、各年の少年院出院者数に占める再入院者数の割合である。

指標番号4-3 少年院出院者の2年以内再入院率の推移



2019年（令和元年）出所者の2年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「覚醒剤取締法違反」（15.8%）、「窃盗」（21.8%）、「高齢（65歳以上）」（19.9%）が全体（15.7%）よりも高くなっている。

また、2019年出所者の2年以内再入率は、2018年（平成30年）出所者と比べて、「覚醒剤取締法違反」（0.2ポイント減）、「性犯罪」（2.1ポイント減）、「傷害・暴行」（1.4ポイント減）、「高齢（65歳以上）」（0.5ポイント減）、「女性」（0.4ポイント減）が低下した一方、「窃盗」は前年と同じく21.8%であった。

一方、少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに8.8%以下にするとの数値目標を設定しているところ、2019年出院者の2年以内再入院者数は208人と、調査の開始（1996年（平成8年））以降、過去最低であったものの、2年以内再入院率はなお10.1%となっている。

第3節

再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

① 就労・住居の確保等関係

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】

(平成28年度～令和2年度)

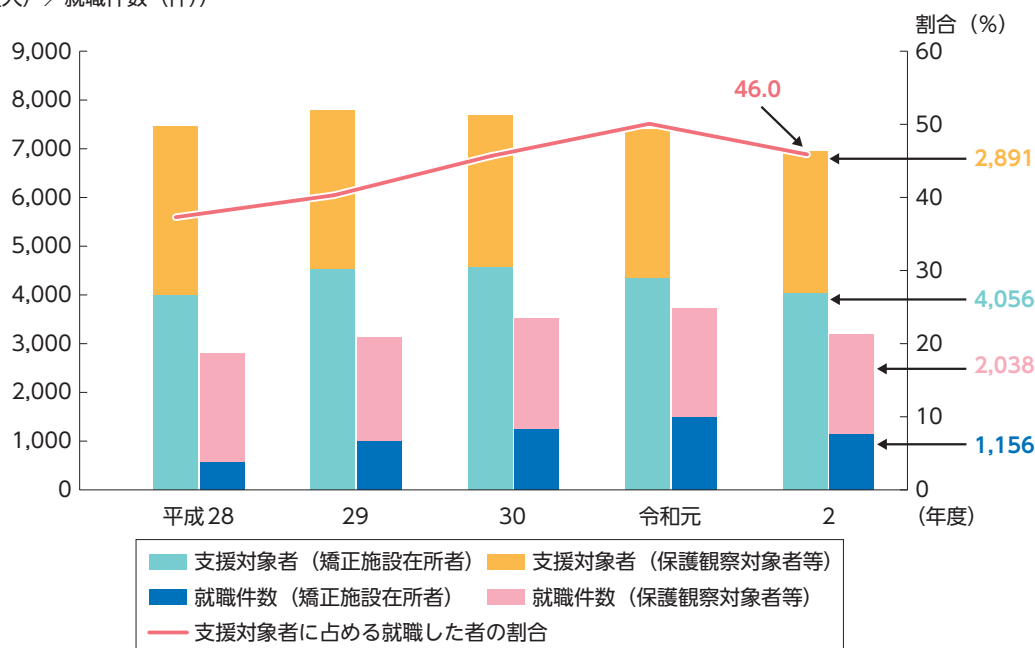
年 度	支援 対象者数	うち矯正施 設在在所者	うち保護観 察対象者等	就職件数	うち矯正施 設在在所者	うち保護観 察対象者等	割 合
平成28年度	7,464	4,023	3,441	2,790	576	2,214	37.4
29	7,794	4,539	3,255	3,152	1,029	2,123	40.4
30	7,690	4,593	3,097	3,521	1,264	2,257	45.8
令和元年度	7,411	4,355	3,056	3,722	1,498	2,224	50.2
2	6,947	4,056	2,891	3,194	1,156	2,038	46.0

注 1 厚生労働省調査による。

2 「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して協力依頼がなされ、支援を開始した者の数を計上している。

3 「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。

(支援対象者(人)／就職件数(件))



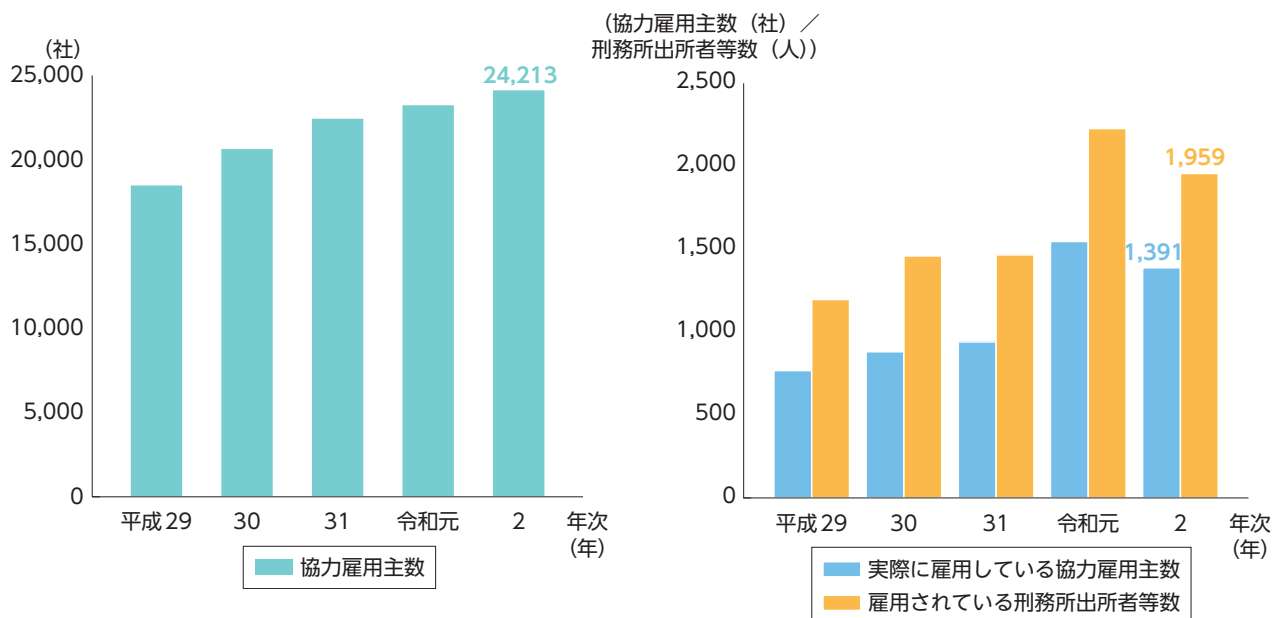
刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5ア】参照）においては、出所受刑者数が近年減少している中、一定数の支援対象者数を確保し続けている。支援対象者のうち、就職した者の数（就職件数）及びその割合は、いずれも近年増加・上昇傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度（令和2年度）は前年よりも減少・下降し、それぞれ3,194件、46.0%であった。

(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】

(平成29年～令和2年)

年次	協力雇用主数	実際に雇用している協力雇用主数	雇用されている刑務所出所者等数
平成29年	18,555	774	1,204
30	20,704	887	1,465
31	22,472	945	1,473
令和元年	23,316	1,556	2,231
2	24,213	1,391	1,959

- 注 1 法務省調査による。
 2 平成29年から31年は、4月1日現在の数値である。
 3 令和元年からは、10月1日現在の数値である。
 4 「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。



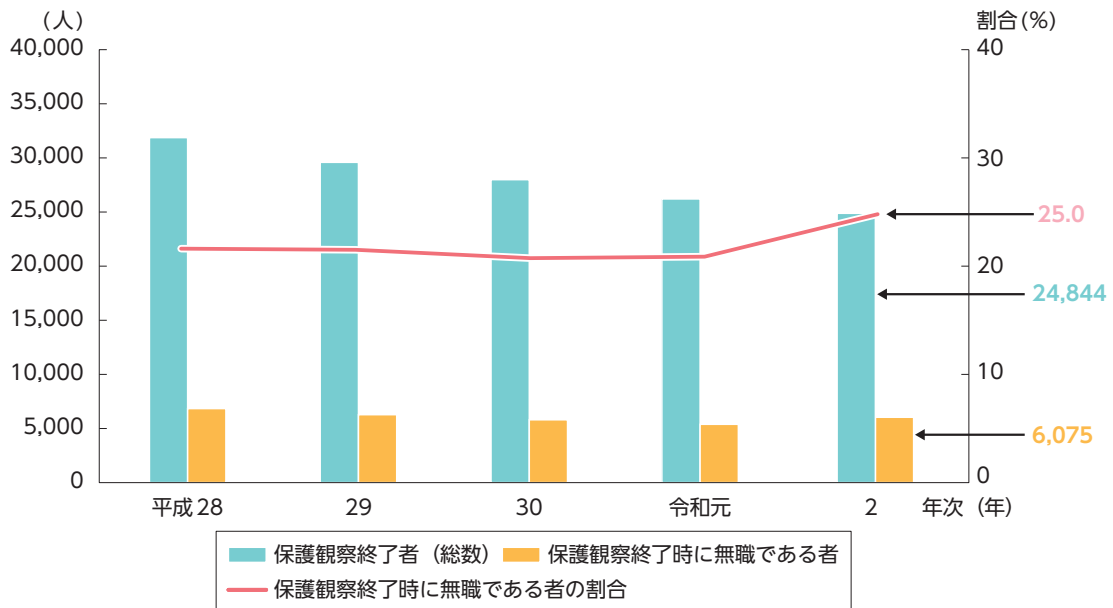
協力雇用主数は、近年増加傾向にあり、2020年（令和2年）10月1日現在、2万4,213社であった。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されていたところ、2019年（令和元年）に1,556社と目標を達成したが、2020年は1,391社と前年よりも減少した。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数についても、近年増加傾向にあったが、2020年は1,959人と前年より減少した。

(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】

(平成28年～令和2年)

年次	保護観察終了者（総数）	職業不詳の者	無職である者
平成28年	31,827	731	6,866 (22.1)
29	29,649	673	6,360 (21.9)
30	27,994	681	5,779 (21.2)
令和元年	26,184	619	5,444 (21.3)
2	24,844	517	6,075 (25.0)

- 注 1 法務省・保護統計年報による。
 2 「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
 3 () 内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
 4 交通短期保護観察の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。



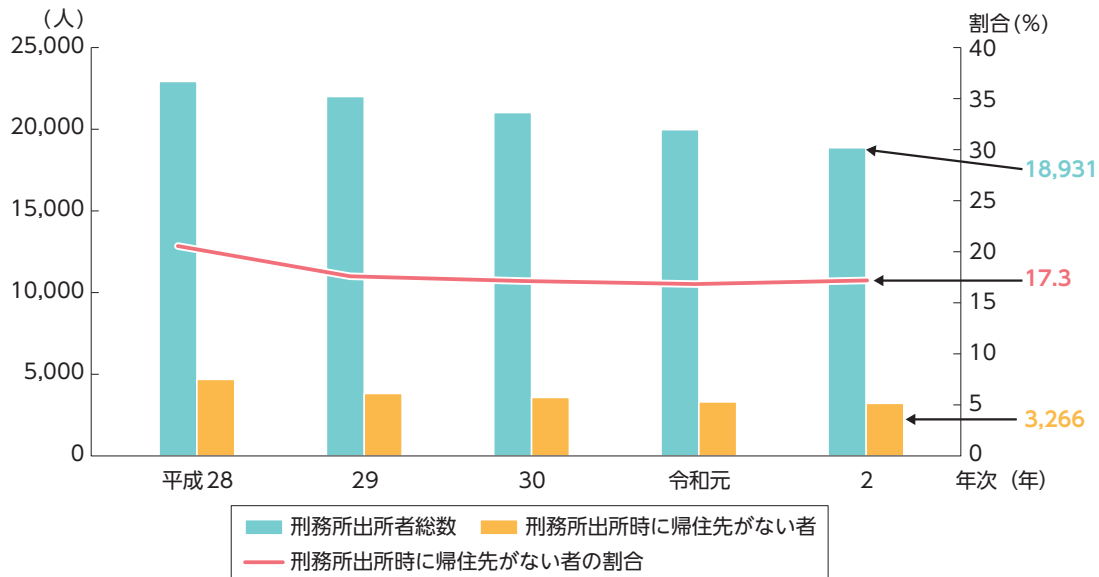
保護観察終了時に無職である者の数は、近年減少傾向にあったが、2020年（令和2年）は前年より増加して6,075人であった。その割合は、保護観察終了者数（総数）自体が減少していることもあり、2019年（令和元年）まではほぼ横ばいで推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年は大きく増加し、25.0%であった。

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成28年～令和2年)

年次 (出所年)	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成28年	22,947	4,739 (20.7)
29	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
 4 () 内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。



刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、住居の確保等の施策（第2章第2節を参照）等により、2017年（平成29年）には当該目標を達成し、2020年は3,266人にまで減少した。もっとも、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、2019年（令和元年）まで近年低下傾向にあったものの、2020年には上昇し、17.3%であった。

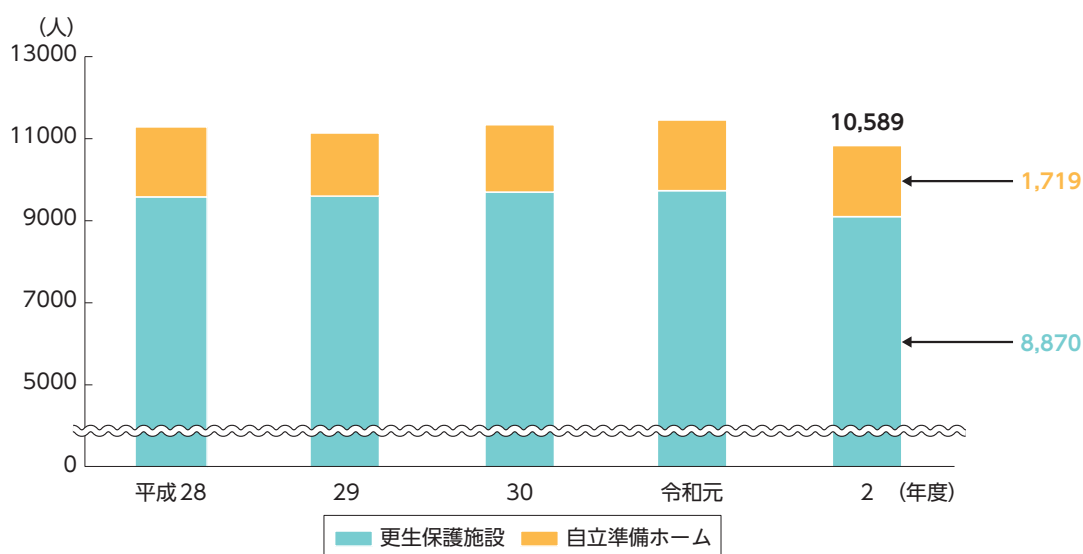
(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】

(平成28年度～令和2年度)

年 度	更生保護施設	自立準備ホーム	計
平成28年度	9,608	1,716 (192)	11,324
29	9,620	1,547 (175)	11,167
30	9,719	1,679 (223)	11,398
令和元年度	9,789	1,709 (224)	11,498
2	8,870	1,719 (290)	10,589

注 1 法務省調査による。

注 2 () 内は、各年の薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）である。



更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、いずれもほぼ横ばいで推移しており、2020年度（令和2年度）はそれぞれ8,870人、1,719人であった。

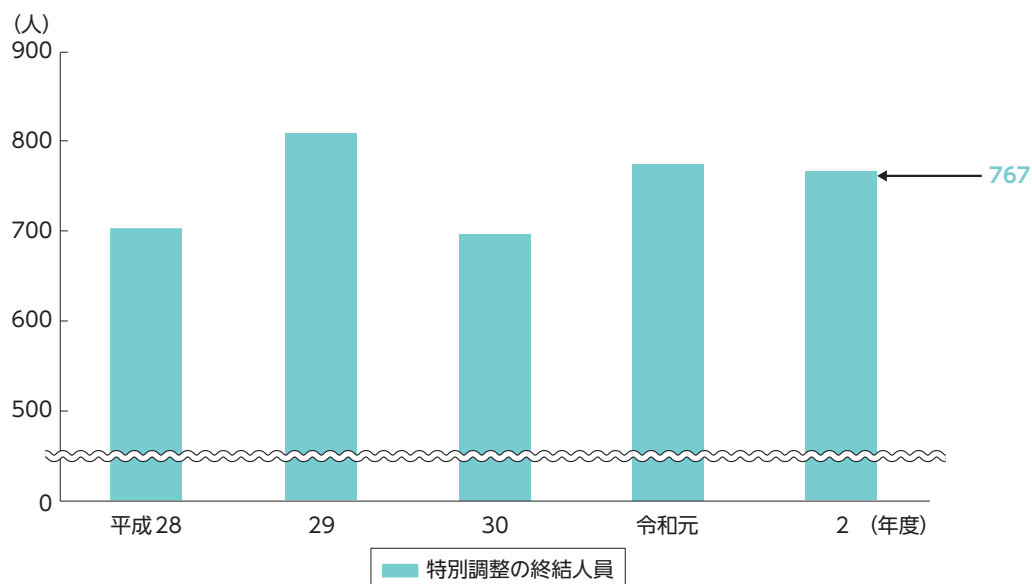
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

(平成28年度～令和2年度)

年 度	特別調整の 終結人員	内訳			
		高齢	身体障害	知的障害	精神障害
平成28年度	704	377	103	234	207
29	809	437	117	225	252
30	698	384	87	187	227
令和元年度	775	398	106	199	317
2	767	370	104	211	311

- 注 1 法務省調査による。
 2 「終結人員」は、少年を含む。
 3 「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。



特別調整（【施策番号36】参照）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2020年度（令和2年度）は767人であった。

なお、2020年度の内訳（複数該当あり）を見ると、「高齢」が370人と、約半数を占めている。

(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

(平成28年度～令和2年度)

年 度	薬物事犯保護観察対象者数	うち治療・支援を受けた者の数
平成28年度	7,501	333 (4.4)
29	7,569	393 (5.2)
30	7,717	527 (6.8)
令和元年度	8,096	566 (7.0)
2	8,549	613 (7.2)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「薬物事犯保護観察対象者数」は、薬物事犯保護観察対象者として、当該年度当初に保護観察を受けている者の数と当該年度に新たに保護観察を受けることとなった者の数を計上している。
 3 () 内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等（精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関等）による治療・支援を受けた者の割合である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査の開始（2016年度（平成28年度））以降、毎年増加・上昇しており、2020年度（令和2年度）はそれぞれ613人、7.2%と、いずれも過去最高であった。

③ 学校等と連携した修学支援の実施等関係

(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】

(少年院出院時)

(平成30年～令和2年)

年 次	出院者数 (A)	(A) のうち、 修学支援対象者数 (B)	(B) のうち、出院時 復学・進学希望者 (C)	(C) のうち、出院時 復学・進学決定者 【指標番号12】
平成30年	2,190	369	272	97 (35.7)
令和元年	2,065	363	251	70 (27.9)
2	1,698	296	198	66 (33.3)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「出院者数」は、当該調査期間において出院した者を計上している。ただし、逮捕状執行及び他施設への移送（保護上の移送を除く）による出院者を含まない。
 3 「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。
 4 「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。
 5 () 内は、指標に該当する人員の割合である。

(2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

(保護観察終了時)

(平成30年～令和2年)

年次	出院者数 (保護観察が終了した者 (A))	(A) のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者 (B)	(B) のうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者【指標番号12】 (C)	(C) のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者 (D)【指標番号13】
平成30年	2,190 (626)	25	12 (48.0)	11 (91.7)
令和元年	2,065 (1,252)	49	34 (69.4)	28 (82.4)
2	1,698 (1,505)	80	51 (63.8)	39 (76.5)

注 1 法務省調査による。

2 「出院者数」は、【指標番号12】における「出院者数 (A)」と対応している。

3 (A) は、平成30年1月以降に少年院を仮退院した者のうち、各年中に保護観察が終了した者について計上している。

4 (C) 及び (D) の () 内は、指標に該当する人員の割合である。

2020年（令和2年）の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は198人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ66人、33.3%であった。

また、2018年（平成30年）1月以降に少年院を出院し、2020年中に保護観察が終了した者のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は80人であったところ、そのうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ51人、63.8%であった。さらに、当該51人のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者及びその割合は、それぞれ39人、76.5%であった。

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

(平成28年度～令和2年度)

年 度	受験者数	全科目合格者		1以上科目合格者	
		合格者数	合格率	合格者数	合格率
平成28年度	1,049	375	35.7	990	94.4
29	1,034	400	38.7	989	95.6
30	1,085	436	40.2	1,012	93.3
令和元年度	872	387	44.4	827	94.8
2	793	356	44.9	762	96.1

注 1 文部科学省調査による。

2 「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。

3 「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。

4 「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験（【施策番号63】参照）の受験者数について、2020年度（令和2年度）は793人であった。

2020年度の全科目合格者数は356人で、その合格率は近年上昇傾向にあり、2020年度は44.9%と、過去最高であった。また、全科目合格を含む1以上科目合格率は、近年90%以上の高い水準を維持

しており、2020年度は96.1%あった。

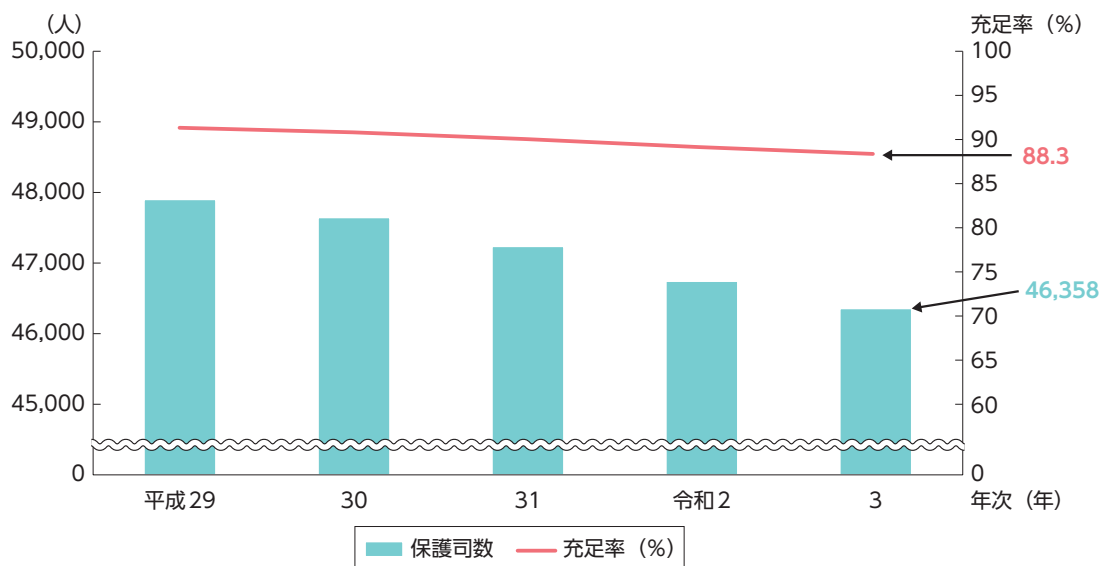
④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

(1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号 15】

(平成29年～令和3年)

年次	保護司数	充足率 (%)
平成29年	47,909	91.3
30	47,641	90.7
31	47,245	90.0
令和2年	46,763	89.1
3	46,358	88.3

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年1月1日現在の数値である。
 3 「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合である。



保護司^{※3}数及び保護司充足率は、2017年（平成29年）以降、減少・低下傾向にあり、2021年（令和3年）1月1日現在で、それぞれ4万6,358人、88.3%であった。

※3 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により5万2,500人を超えないものと定められているところ、2021年1月現在の保護司数は4万6,358人である。

(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号16】

(平成28年～令和2年)	
年次	行事参加人員
平成28年	2,833,914
29	2,769,306
30	3,228,710
令和元年	2,969,544
2	577,047

注 法務省調査による。

“社会を明るくする運動” 行事参加人数は、近年300万人前後で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和2年）は、当該運動期間における行事が大幅に制限されたこともあり、57万7,047人であった。

5 地方公共団体との連携強化等関係

(1) 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】

(平成30年～令和3年)			
年次	策定地方公共団体数（策定割合）		
	都道府県	指定都市	その他の市町村（特別区を含む。）
平成30年	1/47	0/20	0/1,727
31	15/47	0/20	4/1,727
令和2年	31/47	6/20	32/1,727
3	42/47	16/20	130/1,727

注 1 法務省調査による。
2 各年4月1日現在の数値である。

推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体^{※4}の数については、加速化プランにおいて、2021年度（令和3年度）末までに100以上にすると成果目標を設定しているところ、年々増加しており、2021年4月1日現在、都道府県が42団体、指定都市が16団体、その他の市町村（特別区を含む。）が130団体の合計188団体であり、当該目標を達成するに至った。

※4 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体に関する最新の情報はこちら
「地方再犯防止推進計画」（URL：https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html）



C O L U M N 1

矯正施設における新型コロナウイルス感染症への対応

法務省矯正局

新型コロナウイルス感染症が全国各地で猛威を振るう中、2020年（令和2年）4月5日に大阪拘置所において刑務官1名の感染が判明しました。矯正施設は、限られた空間の中での集団処遇を実施しており、3つの密の条件が重複することなどから、施設内で感染症が発生した場合の感染拡大リスクが大きいことが特性としてあげられるところですが、その後も複数の矯正職員のほか、被収容者への感染が確認されたことを受け、同月13日、矯正施設の特性を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインを作成するため、義家法務副大臣（当時）を座長とする「矯正施設感染防止タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）が設置されました。

タスクフォースは、矯正施設での感染拡大を受け、一刻の猶予も許されない状況下で開催されました。座長である法務副大臣と現場施設の意見交換会や専門家からの様々な御助言・御指導等の結果がスピード感をもって積み重ねられ、同月27日、第3回タスクフォースにおいて「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）が決定されました。

これにより、各矯正施設では、新型コロナウイルスと感染症に関する基本的理解の促進が図られ、ガイドラインに基づいた適切な感染症対策が講じられました。具体的には、矯正施設での水際対策に重点を置いた職員のマスクの着用、手指消毒、手洗い、状況に応じた个人防护具の装着の徹底、三密の回避等の対策が講じられたほか、被収容者には布マスクの配布が進められました。加えて、建物設備における感染症対策として、庁内放送による一斉換気や、空気清浄機の活用、機械換気設備の更新など、矯正施設の構造や保安面を考慮し、工夫した換気対策が実施されました。被収容者の健康管理では、入所時から2週間は単独室における検温・健康観察等を行うほか、警察、検察庁等と連携を強化し、入所者の健康状態等の情報を漏れなく確認・収集するなど、矯正施設特有の感染リスクについても徹底した対策を行いました。

また、各矯正施設では、感染者等が発生した場合を想定し、対応要領を具体的に定めたマニュアルやチェックリストを策定したほか、感染発生時のシミュレーション訓練、防護服・手袋等の脱着訓練、消毒・ゾーニング等の実技訓練を行い、今後も継続的に実施することとしています。

さらに、法務省矯正局・各矯正管区・各矯正施設では、マスクや消毒剤等の感染防止のために確保すべき物品の保有状況を把握し、必要な物品が不足しないよう適切に管理を行っています。

このほかの取組として、厚生労働省からの要請を受け、2020年5月から2021年（令和3年）3月末までの間に42の矯正施設において、約140万着のアイソレーションガウンを製作しました（【コラム12】参照。）。この取組は、矯正施設において最大規模の社会貢献作業^{※5}であったことに加え、コロナ禍における社会貢献として大きな役割を担うものであり、同ガウンを納品した一部の自治体から所在する刑事施設に対し感謝状が贈呈されるなどしたことから、作業に従事した受刑者の意欲喚起にもつながり、再犯防止施策としても非常に効果的な取組となりました。



矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン
（法務省HPから<https://www.moj.go.jp/content/001321399.pdf>）



ガウンの縫製作業の様子

※5 社会貢献作業
【施策番号84】参照。

